

みらいふる鎌倉 みらい元気アッププロジェクト 参加規約 (参加申込書提出後も保管ください)

第1条 (目的)

- 1.本規約は、健康づくりに対する無関心な層も含めた会員等が健康づくりに興味を持ち、参加・継続できることを目的にみらいふる鎌倉が運営する、元気アッププロジェクト（以下「本事業」といいます。）を実施するために必要な事項を定めたものです。
- 2.この規約に定めのない事項については、法令又は一般の慣習に従うものとします。

第2条 (用語の定義)

- 本規約における用語の定義は、次の各号に定めるところによります。
- (1)「申込者」とは、本規約に同意し、みらいふる鎌倉に本事業の申し込みを行った者をいいます。
 - (2)「参加者」とは、申込者うち、みらいふる鎌倉により本事業への参加が承諾された者をいいます。
 - (3)「マイページ」とは、第8条に定める実施内容により取得される健康情報（歩数等）を確認できるウェブサービスのことをいいます。

第3条 (参加申込み)

- 1.本事業への参加を希望する者は、本規約の内容を承諾した上で本規約への同意及び参加の申込みを行うものとします。
- 2.申込者が参加申込み後、みらいふる鎌倉が参加申込を受理した時点で、当該申込者は本参加規約に同意したものとみなします。

第4条 (参加者の決定)

- 1.みらいふる鎌倉は、第3条第1項の参加申込書に記載された申込情報を確認し、定員を超える応募があった場合は抽選を行い、必要な審査・手続き等を経た後に承諾し、申込者に通知します。
- 2.参加者の決定は、申込者に対してみらいふる鎌倉より参加の承諾を通知した時点で決定とし、その時点より参加者とみらいふる鎌倉の間に本事業への参加に関する契約が成立するものとします。
- 3.みらいふる鎌倉は、申込者が次のいずれかの場合に該当すると判断したときは、その申込みを承諾しないこと、又は承諾を取り消すことがあります。
 - (1)同一の参加者・申込者が複数の申込みを行った場合
 - (2)申込者が実在しない場合又は本人確認ができない場合
 - (3)虚偽の申込み等により、第5条に定める条件を満たさないことが判明した場合
 - (4)みらいふる鎌倉の会員でなくなった場合
 - (5)その他みらいふる鎌倉が承諾できない事由があると判断した場合
- 4.みらいふる鎌倉は、申込みを承諾しない場合又は承諾を取り消す場合には、その旨を通知するものとします。

第5条 (参加条件)

- みらいふる鎌倉は、申込者が次の各号のいずれかにも適合していると認めるときは、参加申込みを承諾します。
- (1)みらいふる鎌倉の会員である方
 - (2)自己責任で本事業に参加できる方
 - (3)暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力に属している者のいずれにも該当しない方
 - (4)本規約に同意いただいた方
 - (5)本事業に関連するアンケート調査にご協力いただける方

第6条 (参加者の負担)

- 参加に係る費用は次に掲げる費用を除き無料とします。
- (1)本事業への参加費
 - (2)活動量計の故障、又は紛失に伴う再購入にかかる費用
 - (3)事業参加に関する通話・通信・郵送にかかる費用
 - (4)その他みらいふる鎌倉が別途指定する費用

第7条 (活動量計及びアプリ管理)

- 1.参加者はみらいふる鎌倉から配布された活動量計・アプリを善良な管理者の注意をもって取り扱うものとします。
- 2.みらいふる鎌倉が貸与した活動量計の再配布は原則として行いません。

第8条 (実施内容)

- 本事業への参加者は、次の事項に協力をお願いします。
- (1)アンケート調査の回答
 - (2)活動量計によるデータの計測及びアップロード

第9条 (申込み内容の変更の届出)

- 参加者がみらいふる鎌倉に通知した住所、電話番号等、第3条の申込情報に変更が生じた場合、参加者は速やかに変更内容をみらいふる鎌倉に届け出するものとします。

第10条 (契約の解除について)

- 1.参加者は、本事業の実施期間中に本事業の参加に関する契約の解除を行うことができます。
- 2.本事業の参加に関する契約の解除は別途定める参加手続きに従って行って頂きます。

第11条 (事業の中断・終了)

- 1.みらいふる鎌倉は、利用期間内であっても、本事業のサービスの中断、又はサービスの全部又は一部の提供を終了することがあります。
- 2.前項に基づき本事業を中断・終了する場合、みらいふる鎌倉は参加者に対して、その旨を事前に電子メール又はみらいふる鎌倉のホームページ等によって通知することとします。

第12条 (禁止事項)

- 参加者は、次に定める行為を行ってはなりません。
- (1)活動量計の貸与、譲渡、販売、買入れ、その他の担保利用
 - (2)本事業に関する情報を改ざん又は消去する行為

- (3)その他第三者に不当な不利益を与える行為

第13条 (損害賠償等)

- 1.参加者は、本事業に伴うサービス等の利用に関連して、自己の責に帰すべき事由によりみらいふる鎌倉に損害を与えた場合は、その損害を賠償していただきます。
 - 2.参加者は、本事業に伴うサービスの利用に関連して、みらいふる鎌倉以外の第三者との間で紛争が生じた場合は、自己の責任と費用においてその紛争を解決することとします。
- 第14条 (免責事項)
- 1.本事業は、参加者の健康改善・増進を支援するものであり、参加者の健康状態が改善・増進されることについて、保証するものではありません。
 - 2.みらいふる鎌倉は、本事業の中止に際し、参加者又は参加者に関わる第三者が損害を被った場合は、責任を負いません。
 - 3.みらいふる鎌倉は、みらいふる鎌倉の責によらない事由により、本事業のサービスの全部又は一部の提供が不可能又は困難となった場合は、責任を負いません。
 - 4.みらいふる鎌倉は、みらいふる鎌倉の責によらない事由により、参加者の個人情報等が漏洩した場合は、責任を負いません。

第17条 (個人情報の取扱い)

- 1.本事業に伴うサービスの実施等に際して、みらいふる鎌倉が参加者から取得した個人に関する情報（以下「参加者情報」といいます。）の取扱いを、本規約で定めるほか、個人情報保護法に準拠するものとします。
- 2.本事業の実施に際し、みらいふる鎌倉は次に定める参加者情報を取り扱うこととします。
 - (1)第3条に定める参加申込書にご記入いただいた次の項目・氏名、住所、性別、生年月日、郵便番号、電話番号、身長、体重
 - (2)第8条に定める事項の実施に伴い取得する次の項目
- (ア)アンケート調査の回答結果
- (イ)活動量データ、体組成データ及び血圧データ
- (ウ)マイページの利用ログ
- 3.みらいふる鎌倉は、参加者情報を取り扱うこととなる参加者情報は、次の各号に定める目的の達成に必要な範囲内で利用し、あらかじめ参加者本人の同意がある場合又は申込者に基づく場合を除き、お預かりした参加者情報を利用目的以外に利用することはありません。
- (1)本事業の適切かつ合理的な運用のための利用
- (2)本事業の効果分析・評価のための利用
- 4.みらいふる鎌倉は、参加者情報が保有する医療費・介護保険等に関連した情報と照合したのち、特定の個人を識別することができない状態に加工し、かつ、特定の個人を識別することができる他の情報と容易に照合することができないようにしたうえで、前項第2号に定める効果分析のために利用することがあります。
- 5.参加者情報の外部提供については次に定めるとおりとします。

- (1)みらいふる鎌倉は、本事業を行うにあたり、参加者情報の管理、活動量管理の仕組みを、㈱タナヘルスリンクに委託する。そのため、本条第3項で定める個人情報を㈱タナヘルスリンクに提供することとする。なお、みらいふる鎌倉は、参加者情報の取扱いにおいては、安全管理が図られるよう、㈱タナヘルスリンクに対し必要かつ適切な管理・監督を行うものとする。
- (2)その他、参加者に対するアンケート調査の回収に係る業務、本事業の効果分析・評価等、本条第3項に定めた目的を達成するために必要最低限の範囲内で、参加者情報の取扱いを外部事業者に委託することがあります。なお、みらいふる鎌倉が参加者情報の取扱いを外部に委託する場合は、安全管理が図られるよう、委託先に対し必要かつ適切な管理・監督を行うものとします。
- (3)みらいふる鎌倉は、本条第3項に定めた利用目的の範囲内で、参加者情報を、特定の個人を識別することができない状態に加工し、かつ、特定の個人を識別することができる他の情報と容易に照合することができないようにすることにより、個人情報にはあたらないデータとして外部に提供することがあります。
- (4)みらいふる鎌倉は、参加者情報を統計処理した上で、その統計情報を本条第3項に定めた利用目的の範囲内で、外部に公表又は提供することがあります。
- (5)上記の内容は、個人情報保護法・みらいふる鎌倉の個人情報保護条例及び関連法規、ガイドライン等の変更又は策定に合わせて変更されることがあります。

- 6.参加者情報の安全管理措置については次に定めるとおりとします。
 - (1)お預かりした参加者情報については、漏えい、滅失又は毀損の防止と是正、その他参加者情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。
 - (2)みらいふる鎌倉は、次に定めるとおり、参加者情報を適切に保護し、取り扱います。

- (ア)参加者情報を取り扱う組織ごとに個人情報保護の責任者を置き、適切な管理に取り組みます。
- (イ)利用目的や問い合わせ窓口をお知らせした上で、適切な範囲内で参加者情報を取得します。
- (ウ)第3項に定めた利用目的の範囲内で参加者情報を利用します。
- (エ)あらかじめ同意いただいている場合又は法令で認められている場合を除き、本条第3項に定めた利用目的の範囲を越えて参加者情報をみらいふる鎌倉以外の第三者に提供又は開示しません。
- (オ)参加者本人より参加者情報の照会・開示などについて、別途定める参加手順に記載する問い合わせ窓口にご連絡いただいた場合は、適切に対応します。
- (カ)参加者情報への不正アクセス、参加者情報の紛失、破壊、改ざん及び漏洩などを防止するために、参加者情報を安全に管理し、セキュリティの確保・向上・是正に努めます。
- (キ)関連する法令、その他の規範を順守するとともに、環境の変化に合わせた適切な個人情報保護の取り組み及び継続的な改善・向上に努めます。

第18条 (規約の変更)

- 1.参加者は、本規約の変更については、電子メール又はみらいふる鎌倉のホームページ等によって事前に変更内容を通じた後は、変更の事実及びその内容を承認したものとみなします。
- 2.参加者情報の利用目的、又は利用範囲の変更を行う旨の参加規約の変更を行う場合は、個人情報保護法に基づき、みらいふる鎌倉より参加者に事前に通知し、同意を得た場合に限り行います。

みらいふる鎌倉 会員限定

みらい元気アッププロジェクト

「新しい感覚に 대응する高齢者クラブを目指して」～歩みを止めることなく前進します。

平成29年度から「みらいふる鎌倉」では「健康寿命の延伸」をテーマに掲げ、その実現のため株式会社タナヘルスリンクと共同で事業を展開してきました。まずは役員が実際にモニターになり1年体験してきました。平成30年度からは「外出支援策＋健康」としてよいよこの事業を会員へ普及すべく事業を拡大してまいります。参加にあたって、活動量計を会員特別価格で販売することで会員加入促進も目標に進めてまいります。参加希望者は、別添の申込書に記載し期日迄に単位クラブ会長へお渡しください。2月23日発行の広報紙「やまもも第83号」にも詳細は記載します。

1 活動量計を持ってウォーキング

2 歩数データをアップロード

3 専用サイトで歩数などのデータを確認

4 市のポイント事業に参加して、景品をもらおう！

5 ウォーキングセミナーなどイベントで健康づくり

特典がいっぱい

申込〆切 2018年3月31日

「みらいふる鎌倉 未来元気アッププロジェクト」 参加申込書

参加条件 みらいふる鎌倉 会員の方

申込方法

●本申込書をご記入頂き、2018年3月31日までに所属の単位クラブ会長へお渡しください。

●「申込時の注意事項」を必ずご確認ください。

記入日	平成 年 月 日	性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
フリガナ		電話番号	()
氏名		生年月日	明治 大正 昭和 年 月 日
住所	〒 □ □ □ - □ □ □ □ 鎌倉市		
	町名・番地	アパート・マンション名、部屋番号	
身長	_ _ _ . _ _ cm		
みらい元気アッププロジェクトの 参加規約に関して		<input type="checkbox"/> 同意します	

申込時の注意事項

●必ず同意規約欄の「同意します」にチェックをお願いします。同意がなされない場合本プロジェクトへの参加はできません。チェックした事で「みらい元気アッププロジェクト」の参加規約に同意したと判断いたします。

●ご家族で複数名が申込される場合であっても、個別で申込をお願いいたします。

●鎌倉市のポイント事業に参加すると、参加している間は専用サイトが利用できます。鎌倉市のポイント事業に参加しない場合は、専用サイトの利用料として月額350円（税別）が発生します。鎌倉市のポイント事業への参加方法は、初回の説明会でご案内します。

●右端の点線に沿って切り取り、参加申込書のみご提出ください。



未来元気アッププロジェクト

●申込〆切

2018年3月31日

●参加費

3,500円（税込）

（通常価格5,940円（税込）のところ、みらいふる鎌倉による取組支援として会員特別価格でご参加いただけます。）

●参加特典

・タニタの活動量計がもらえます。

・ローソン、ミニストップのLoppiで歩数データの送信すると、Loppiの画面やパソコン等で日々の歩数などのデータを閲覧、管理できます。データを見ることでご自身がどれだけ歩いたかの振り返りができます。

・参加者限定特典として、活動量計の説明会やタニタのウォーキング講座などに参加ができます。

・活動量計を使って鎌倉市のポイント事業に参加することで、歩いた歩数や健診受診等でポイントが貯まり、素敵な景品がもらえます。

●お申込方法

ステップ1

●添付の申込書に必要事項をご記入いただき、3月31日までに所属の単位クラブ会長へ参加申込書をお渡しください。

●参加費の徴収については後日お知らせします。

ステップ2

初回の説明会にご参加ください。

開催日時：2018年5月19日（土）

開催場所：鎌倉市福祉センター（鎌倉市御成町20番21号）

内容：

・受付、事前アンケートへの記入

・鎌倉市ポイント事業への参加同意

鎌倉市のポイント事業に参加すると、参加している間は専用サイトが利用できます。鎌倉市のポイント事業に参加しない場合は、専用サイトの利用料として月額350円（税別）が発生します。

・活動量計のお渡し

・活動量計の使い方説明

問合せ先・申込先： 単位クラブ会長

